高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1　事業の概要

（1）事業名

高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務

（2）事業の目的

本事業は、高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備に関し、プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定し、高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務を行おうとするものです。

（3）事業内容

高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備に伴う基本・実施設計

※詳細は別途「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル説明書」に定めます。

（4）委託期間

委託契約締結の日から３３０日以内

2　見積限度額

131,640 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3　審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）及び次点者を選定するために、「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4　契約の相手方の決定方法

別途定める審査要領の審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行います。企画提案者（以下「参加者」という。）から提出された参加申込書に示された業務実績等の書面審査及び、企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査し、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、参加者が６者以上の場合は、一次審査として、参加申込書で示された業務実績等の書面審査により上位の５者を選定し、二次審査として、選定され

た参加者から提出された企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と、改めて高知県が交渉を行うことになります。

5　資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

（1）高知県内に本社（本店）を置く建築士事務所を含む共同企業体（JV）であること。

※共同企業体の代表者なるものが、企画提案書締切日までに共同企業体を構成する場合は、参加申込書提出時に、予定している構成員を明示すること。

（2）共同企業体の代表者は、日本国内で平成18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、校舎（学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（少なくとも中学部又は高等部のいずれか一方を置くもの）の校舎）又は大学施設で対象床面積1,000㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務を完了した実績があること。なお、共同企業体の構成員及び協力事務所として参加した場合の実績は不可とする。

（3）構成員が、本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

（4）協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

（5）共同企業体の代表者及び構成員は、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、イからエについては、各号の手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けているものについてはこの限りではない。

ア　破産法第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行っ

た者。

イ　会社更生法に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者。

ウ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく更生手続き開始の申立てを行った者。

エ　民事更生法による再生手続き開始の申立てを行った者。

（６）共同企業体の代表者及び構成員の本社、支社、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（７）共同企業体の代表者及び構成員は、令和８・９年度高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務「建築一般」）を有すること。

（８）共同企業体の代表者及び構成員は、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年高知県告示第 598 号）又は指名回避措置基準要領（平成 17 年 17 高建管第 223 号）による指名停止等の措置の対象となっていない者であること。

（９）共同企業体の代表者及び構成員は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規定第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(10) 共同企業体の代表者及び構成員は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行い、５年以上継続して業務を行っていること。

(11) 総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、日本国内で平成 18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、校舎（学校教育法に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（少なくとも中学部又は高等部のいずれか一方を置くもの）の校舎）又は大学施設で対象床面積 1,000 ㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務を完了した実績があること。

(12) 下記の業務に関し、それぞれ指定する設計業務を完了した実績をもつ一級建築士の資格を有する主任技術者（意匠担当）を配置すること。（総括責任者との兼任は不可であるが各業務の主任技術者（意匠担当）の兼任は可とする。）

ア　フードテックラボ増築基本設計・実施設計

日本国内で平成 18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、醸造所又は食品加工場で対象床面積 300 ㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務。

イ　ドミトリー新築基本設計・実施設計

日本国内で平成 18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、宿泊施設で対象床面積 500 ㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務。

ウ　農業関連施設改築実施設計

日本国内で平成 18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、ガラスハウス又は「園芸用施設安全構造基準」、「園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」のいずれかによって設計されたビニールハウスで対象床面積 100 ㎡以上の新築、増築、改築工事の設計業務。

エ　畜舎改修、仮設畜舎整備実施設計

日本国内で平成 18（2006）年以降に竣工した建築物のうち、畜舎で対象床面積 300 ㎡以上の新築、増築、改築、改修工事の設計業務。

6　説明会

行いません。

7　質疑と回答

質疑は、募集開始から令和８年 11 月 27 日（金）午後５時まで、別紙様式１により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、もしくはＦＡＸ、電子メールで受け付けます。ＦＡＸと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和８年 12 月４日（金）に高知県教育委員会事務局高等学校振興課のホームページに掲載します。

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311801/

8　参加申込及び資格要件の確認

（１）提出書類、様式及び提出部数等

別途「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定めます。

（２）参加申込書

①　提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②　提出期限

令和８年 12 月 18 日（金）午後５時（必着）

③　提出先

〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番 52 号(高知県庁西庁舎２階)

高知県教育委員会事務局高等学校振興課（担当　北川、仙頭、池上）

（３）資格要件の確認

高知県教育委員会事務局高等学校振興課において、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和８年 12 月 25 日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

参加者が６者以上の場合は、一次審査結果も併せて通知します。

（４）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア　参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たなかった者に対しては、満たなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（高知県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ　教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

９　企画提案書の作成等

別途「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定めます。

また、企画提案書の提出期限は令和９年１月 14 日（木）午後５時（必着）とします。

10　審査方法等

別途「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定めます。

11　審査結果

審査結果は、令和９年１月下旬までに、全ての参加者に文書で通知します。また、参加者が６者以上の場合に実施する一次審査結果は令和８年 12 月 25 日（金）までに電子メールにて通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12　日程（予定）

令和８年 11 月 17 日（火）　募集開始

令和８年 11 月 27 日（金）　質疑書提出締切（午後５時）

令和８年 12 月 18 日（金）　参加申込及び資格確認書類提出締切（午後５時）

令和８年 12 月 25 日（金）　参加資格要件の結果及び一次審査（書面）結果を電子メールにて通知

※一次審査結果通知は参加者６者以上の場合のみ

令和９年　１月 14 日（木）　企画提案書提出締切（午後５時）

令和９年　１月 20 日（水）　審査委員会

（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

令和９年　１月下旬　審査結果を全ての参加者に文書で通知

13　提出書類の取扱い

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写（高知県及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）することがあります。

（３）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第６条第１項第３号の規定により非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式２により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式２により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき高知県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj]

（４）本業務の委託契約の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用することはありません。

14　問合せ先

〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番 52 号

高知県教育委員会事務局高等学校振興課（担当　北川、仙頭、池上）

電話　088（821）4542　FAX　088（821）4720
E-mail　311801@ken.pref.kochi.lg.jp

15　その他

（１）参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア　提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ　審査委員、高知県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ　プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

（４）やむを得ない事情等により日程等に変更が生ずる場合には、別途通知します。

（５）令和８年度の支払（前金払等）については行いません。